

富士宮市中小企業振興懇話会設置要綱

(設置)

第1条 富士宮市における中小企業の振興に関する施策について、中小企業者、経済団体等、金融機関及び市が幅広い視点から協議等を行うため、富士宮市中小企業振興懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、富士宮市中小企業振興基本条例（平成27年富士宮市条例第8号）第10条に規定する基本方針にのっとり市が策定し、及び実施する中小企業の振興に関する施策について、協議及び意見交換を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は指名する。

- (1) 中小企業者
- (2) 経済団体等関係者
- (3) 金融機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集し、座長が議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、産業振興部商工振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年11月30日副市長決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月8日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。